



マイナンバーカードの健康保険証利用 限度額適用認定証の準備が不要になりました！

💡 限度額適用認定証とは？

窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関・薬局に提示する証です。

💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

- ◆ 医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し限度額適用認定証等の準備が必要でした。
- ◆ 限度額適用認定証等が一年を通して必要な方は、毎年8月に当組合での更新手続きが必要でした。

これからは

- ◆ マイナ受付ができる医療機関・薬局では
◆ 限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える支払いが免除されますので、当組合での事前手続きが必要ありません。

💡 医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の前年所得に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

お問い合わせは 静岡県医師国民健康保険組合 まで